

—— N I S A (少額投資非課税制度) にかかるお知らせ ——

◆当金庫の「非課税口座約款」の「2. 非課税口座開設届出書の提出等(1)」における「当金庫が別途定める日」(非課税の特例の適用を受けるための各種書類のご提出期限)は非課税の特例を受けようとする年に応じ、原則として以下のとおりとします。

- ・各勘定設定期間の最終年(平成29年または35年)の場合
その年の7月31日
- ・各勘定設定期間の最終年以外の場合
その年の10月31日

◆当金庫の「非課税口座約款」の「11. 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き(2)」における「当金庫が別途定める日」(非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合の各種ご提出期限)は、原則として以下のとおりとします。

- ・その年の9月20日

平成29年10月
東春信用金庫